

# 新型コロナウイルス感染症 予防対策及び活動指針

令和3年10月1日

名古屋商工会議所 鯨の会

## 1. 基本指針

### 「令和3年度鯨の会は会員の新型コロナ感染者0活動を徹底する」

鯨の会は50歳以上の会員で構成されており、「感染しない、感染させない」を徹底して、会の活動においてコロナ感染者を出さないことが最も重要である。「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「こまめな換気」をはじめとした基本的な感染対策とともに、参加する会員に検温（37.5度以下）を実施し、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の有無を確認の上、発熱や咳をするなど体調の思わしくない会員は、参加を禁止するなどの措置を継続して実践しながら活動し、地域社会全体の感染症拡大防止に繋げていく。国・愛知県・名古屋市・名古屋商工会議所などから、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集し、各種団体の取り組みを参考にしながら、変化していく状況に応じて対策を講じ実施する。

### ※以降アンダーラインの箇所が今回の改定箇所になります

## 2. 指針策定経緯（令和3年3月以前の経緯は割愛しました）

（1）本指針は令和3年3月31日に第5版の発信後、懸念されていた変異型ウイルスの増加や人流の増大が要因となり、新規感染者数が増加に転じ4月20日に愛知県にまん延防止等重点措置が適用されることになった。

こうした現状から、直ちに本指針の改定をするべきであるので4月20日に開催される鯨の会総会にて次年度役員承認をもって、以降の指針を改定することとした。（第6版）

（2）本指針は、令和3年4月20日に第6版の発信後、5月12日より愛知

県が緊急事態宣言区域に指定されることになり、直ちに本指針の改定をすることとした。

ただし、今回の緊急事態宣言による規制内容は、現行のまん延防止等重点措置による規制とほぼ同水準となることから、本指針の改定は軽微なものとした。(第7版)

- (3) 本指針は令和3年5月12日に第7版の発信後、5月31日に緊急事態宣言が延長となり、引き続き第7版を適用していたが、6月20日に延長期間が終了となり、緊急事態宣言解除からまん延防止等重点措置へと移行した。

これにより、6月21日以降の指針を改定することとした。(第8版)

- (4) 本指針は令和3年6月21日に第8版の発信後、7月11日に愛知県に対するまん延防止等重点措置が解除され、愛知県独自の厳重警戒措置へと移行しましたが、首都圏では変異型ウイルスの感染率上昇により、感染者数が再び増加の傾向となっており、併せて65歳未満へのワクチン接種状況も不透明となっていることを考慮し、令和3年7月12日以降の指針を改定した。(第9版)

- (5) 本指針は令和3年7月12日に第9版の発信後、7月末頃にかけて新型コロナウイルス感染者数の増加が顕著となり、愛知県は8月8日に再びまん延防止等重点措置へと移行することとなった為、直ちに8月8日以降の指針を改定することとした。(第10版)

- (6) 本指針は令和3年8月8日に第10版の発信後、8月中旬を過ぎた頃より新型コロナウイルス感染者数が過去最多を更新する状況となり、愛知県は8月27日から再び緊急事態宣言指定区域となるため、直ちに8月27日以降の指針を改定することとした。(第11版)

(7) 本指針は令和3年8月27日に第11版の発信後、宣言期間延長を経て9月30日に愛知県に対する国による緊急事態宣言が解除されました。以降、愛知県独自の厳重警戒措置へと移行したので、対象期間となる10月1日から17日までの指針を改定することとした。(第12版)

### 3. 今後の活動について

#### (1) 「定例会・総会」について

上記1.基本指針に準じると共に、web会議システムによる開催を基本とし、ハイブリッド方式（対面方式の会議とweb会議を併用すること）による開催の場合は、対面方式の参加人数を会場収容人数の半数以下とすること。その際、参加した会員同士がマスクを着用した状態で1メートル以上のソーシャルディスタンスが確保できる体制で行う。また、これまで本規定の対象外としていた、ワクチン接種済の会員においても同様とする。

万が一、参加した会員が以後2週間以内に新型コロナウイルスに感染した場合、感染した会員は鯨の会総務委員長に速やかに連絡し、感染拡大防止に協力しなければならないものとする。

#### (2) 「定例会・総会」の開催可否について

上記1.基本指針に準じ、正副会長委員長会議及び役員会議において、開催の可否を決定するが、緊急を要する場合は、正副会長委員長会議のみにて決定できるものとする。

#### (3) 役員会・委員会活動について

上記項目(1)「定例会・総会について」に準ずる。

#### (4) 研究会・サークル活動について

web会議システムの利用などを推奨するが、対面・集合する方式により行う場合は、上記1.基本指針に従うこと。

加えて、研究会・サークルは、鯨の会会員を中心とした有志の会ではあるが、名古屋商工会議所及び鯨の会に与える影響を鑑み、名古屋商工会議所鯨の会の名称を使用して活動する場合、活動案内を配布する7日以上前に、その計画と内容を鯨の会総務委員長に報告すること。

総務委員長はその報告を正副会長及び委員長に周知し、報告された活動方法等に感染症対策の不備が疑われる場合は、正副会長委員長会議を経て本会名称の使用及び活動の中止を依頼することがある。

#### (5) 活動後の会食・懇親会について

- ・令和3年10月1日から17日まで(厳重警戒措置期間延長の場合はその期間まで)に行う、飲食を伴う懇親会・会合についてはなるべく自粛とし、やむを得ず行う場合は変異型ウイルス(新種株)への対応を考慮し、ワクチン接種済みであっても参加者数を4人程度までとする。

併せて、感染症対策実施済店舗の利用、黙食やマスク会食、こまめな手指消毒、大声を出さない、席の間隔を空けるなどの感染症対策を徹底して行うこと。また、体調不良や嗅覚の低下など、自覚症状を少しでも感じた場合は参加を自粛する。

今後も、感染症の拡大状況や国や県などが発する感染症対策指針や要請を確認し、その状況に合わせて開催の可否を慎重に判断されることを要望する。

## 4. 本指針について

本指針は、新型コロナウイルス感染症予防対策の基本事項を定めたものであり、本指針に定めのない具体的な事項に関しては、上記1.基本指針に従って、各委員会及び研究会・サークル内にて判断するものとする。

今後も、本指針に沿って活動を進めることとし、行政の指針や要請、医療体制の状況、感染症の動向、各種団体における取り組み等を踏まえ、正副会長委員長会議にて、適宜必要な見直しを行うものとする。

## 5. その他

鯨の会は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しています。

※厚生労働省が配布しているこのアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

第1版	令和2年	8月20日	制定
第2版	令和2年10月	6日	改定
第3版	令和2年11月	26日	改定
第4版	令和3年	1月19日	改定
第5版	令和3年	3月31日	改定
第6版	令和3年	4月20日	改定
第7版	令和3年	5月12日	改定
第8版	令和3年	6月21日	改定
第9版	令和3年	7月12日	改定
第10版	令和3年	8月8日	改定
第11版	令和3年	8月27日	改定
第12版	令和3年10月	1日	改定